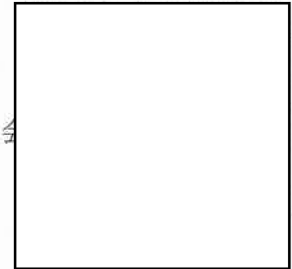


原規規発第 2207124 号
令和 4 年 7 月 1 2 日

関西電力株式会社
執行役社長 森 望 殿

原子力規制委員会



大飯発電所第 3 号機の一部使用承認について

2021年1月8日付け関原発第523号（2021年4月28日付け関原発第55号、2021年6月29日付け関原発第200号、2021年8月2日付け関原発第299号、2021年9月3日付け関原発第379号、2022年1月27日付け関原発第531号、2022年2月7日付け関原発第540号、2022年3月15日付け関原発第579号及び2022年7月1日付け関原発第228号をもって変更の内容を説明する書類の提出）をもって申請がありました標記の件については、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第17条第3号の規定に基づき、下記のとおり承認します。

記

1. 対象施設

使用前確認申請書（2021年1月8日付け関原発第523号（2021年4月28日付け関原発第55号、2021年6月29日付け関原発第200号、2021年8月2日付け関原発第299号、2021年9月3日付け関原発第379号、2022年1月27日付け関原発第531号、2022年2月7日付け関原発第540号、2022年3月15日付け関原発第579号及び2022年7月1日付け関原発第228号をもって変更の内容を説明する書類の提出）の添付資料-4「使用又は試験使用を必要とする理由を記載した書類」に記載の設備。

2. 使用の期間

自：2022年8月10日

至：本申請に基づく、確認証交付日

3. 使用の方法

大飯発電所第4号機を運転するために、大飯発電所第3号機特定重大事故等対処施設のうち3,4号機共用設備を使用する必要があるため、一部工事が完了した大飯発電所第3号機特定重大事故等対処施設の3,4号機共用設備を、本申請に基づく確認証交付日まで使用する。

なお、使用にあたっては原子炉施設保安規定に基づき使用する。